

# 茨城工業高等専門学校寮務委員会規則

〔 昭和 43 年 4 月 1 日  
制 定 〕

(設置)

**第1条** 茨城工業高等専門学校に、茨城工業高等専門学校寄宿舎規則第6条に基づき、寮務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 寄宿舎の管理運営及び寮生の指導監督に関すること。
- (2) 茨城工業高等専門学校中期計画検討委員会規則第2条第2号に規定する年度計画の検討及び改善に関すること。（他の委員会等に属するものを除く。）
- (3) 茨城工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則第2条第3号別表1の点検・評価方法欄に記載された事項の実施・改善に関すること。（他の委員会等に属するものを除く。）

(組織)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長（寮務主事）
- (2) 寮務主事補
- (3) 各系及び一般教養部から選出された教員
- (4) 総務課長及び学生課長

2 前項に掲げる委員は、校長が任命する。

(任期)

**第4条** 前条第1項第3号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第5条** 委員会に委員長を置き、副校長（寮務主事）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、寮務主事補（総括担当）がその職務を代行する。

(定足数及び議決方法)

**第5条の2** 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

**第6条** 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

**第7条** 委員会の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

**第8条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

**附 則**

- 1 この規則は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 茨城工業高等専門学校学寮管理運営委員会（昭和41年4月1日制定）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、昭和49年4月11日から施行する。

**附 則**

この規則は、昭和 63 年 4 月 28 日から施行し、昭和 63 年 5 月 1 日から適用する。

**附 則**

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 3 年 6 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 13 年 11 月 1 日から施行し、平成 13 年 10 月 1 日から適用する。

**附 則**

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 18 年 4 月 19 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**

この規則は、平成 18 年 8 月 9 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。